

21世紀政策研究所 第50回シンポジウム

「税制抜本改革に向けて

- 非営利団体、組合、中小企業に関する税制の立法提案」概要

< 2007年7月4日(水)14~16時 於 経団連会館 12階 ダイアローム・ルーム >

〔経団連会員企業・団体、公益法人等から約250名出席〕

1. 開会挨拶骨子(中村芳夫当研究所運営委員〔経団連事務総長〕)

非営利団体課税のあり方は今後の経済社会を考える上で極めて重要である。今秋始まると予想される税制抜本改正の議論の中で、経団連としても本研究成果を最大限活用していく。

2. 来賓講演骨子(石原伸晃自由民主党幹事長代理)

グローバル化・ネットワーク化の進む新時代の税制改正は、国際的な法人税率引き下げ競争や少子高齢化社会における非営利団体活動活性化への配慮が重要であり、民間シンクタンクによる今次改正提案は画期的である。

3. 説明骨子(朝長英樹当研究所研究主幹[企業税制研究所代表理事])

< 本年度研究プロジェクトの一つである「税制抜本改革」の一環として6月に公表した報告書「新たな事業体税制(法人税関係)のあり方」を説明 >

税制改正にはその進め方と内容の両面での諸外国との比較が不可欠である。わが国の租税法改正は、明治の所得税法・法人税法制定以来、事実上財務省主税局が唯一の立法機関であるかのような状態が続いており、他の法制度改正のようにパブリックコメントも周知期間もない。憲法の規定通り、国会で実質的に立法化されるようにすべきである。

今回は「非営利事業体」「組合」「中小法人」をセットで考えた。広義の事業体として見ると、主税局には法人課税拡大強化の大きな流れがある。大企業もこれらの事業体課税問題に無縁ではない。主税局による改正が進めば、合同会社における構成員課税の実現はありえず、受取配当の益金不算入や福利厚生費の損金算入など正当な所得計算の改悪さえ懸念される。

非営利事業体については収益事業課税制度を廃止し、諸外国と同様に営利事業(利益分配を行う事業)課税に変更すべきであり、諸外国と同等以上の寄附金税制緩和が必要である。収益事業課税制度を廃止しても580億円程の減収に過ぎない。非営利活動活性化、官から民への流れ促進の効果の方が重要である。組合、持分会社については基本的には純額法によって構成員の所得を計算することとし、構成員からの現物出資は法人への現物出資に準じた取り扱いにすべきである。中小法人については特殊支配同族会社に係る税制の廃止とともに、家事費等の損金不算入を明定すべきである。非営利事業体、組合等への租税回避防止措置は当然講ずべきである。

< コメンテーター3名(宮川守久公益法人協会副理事長、菅井義夫労働者福祉中央協議会事務局長、久保田政一経団連常務理事)も今次提案に強い賛意を表明 >

以 上